

教育委員会定例会日程

令和 7 年（2025 年）3 月 26 日

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 議事録署名委員の決定
- 4 協議事項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定について
（資料 1 保育課）

- 5 議事

日程第 1

議案第 8 号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の解嘱及び委嘱について
（教育総務課）

日程第 2

議案第 9 号 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について（文化財課）

日程第 3

議案第 10 号 小田原市郷土文化館条例施行規則の一部改正について
（生涯学習課）

日程第 4

議案第 11 号 社会教育主事の任命及び解任について（生涯学習課・文化財課）

- 6 閉 会

資料1

(仮称) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき 教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定について

1 規則の制定の背景

本市では、橋地域に保育施設がない状況や同地域の公立幼稚園の園児数減少を踏まえ、公立幼稚園2園を統合し、小田原市立下中幼稚園の敷地において、市内では初となる公立の幼保連携型認定こども園を整備することとし、令和4年12月付で「(仮称) 橋地域認定こども園整備基本計画」を策定しました。本基本計画に基づき、幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置し、令和8年4月に開園する予定です。

本規則は、地方公共団体が設置する認定こども園に関する事務の実施にあたっての教育委員会からの意見聴取について規定した地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項に基づき制定するものです。

また、この制定にあたっては、同条第2項の規定により教育委員会の意見を聴くことが義務付けられていることから、本定例会において意見を聴取するものです。

2 制定する規則

(仮称) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき
教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則

3 意見聴取の意義

認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校以降の生活や学習の基礎を培う教育を提供する機関であり、その教育課程の実施等に当たっては、教育委員会が所管する幼稚園における教育との整合や、小学校における教育との接続を図る必要があることから、地方公共団体の長と教育委員会との緊密な連携・調整が不可欠です。

このような観点から、地方公共団体の長が、当該地方公共団体が設置する認定こども園に関する事務のうち、教育課程に関する基本的事項の策定その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有する事務を行う際に、教育委員会の意見を聴くことが義務付けられています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

4 制定（案）の内容

（1）教育委員会の意見聴取事項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、小田原市立認定こども園に関する事務について、教育委員会の意見を聴かなければならない事務は次に掲げるものとします。

- ア 認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること
- イ 認定こども園の設置、休止及び廃止に関すること
- ウ その他教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認めるもの

（2）施行期日

本規則は公布日に施行することとします。

5 県内他市町村の状況

（1）公立幼保連携型認定こども園の設置状況（令和6年4月1日時点）

7自治体13園（相模原市2園、横須賀市1園、平塚市1園、秦野市5園、中井町1園、山北町1園、箱根町2園）

（2）「教育委員会の意見を聞くべき事務を定める規則」の規定状況

規定が確認できたのは以下4市1町であり、その項目は次のとおりです。

- ア 制定（案）の「ア（教育課程に関する基本的事項の策定）」及び「イ（設置、休止及び廃止）」について規定している自治体
相模原市、横須賀市、平塚市、中井町
- イ 制定（案）の「ア」及び「イ」に加えて「職員の任免その他の人事」について規定している自治体
秦野市

橋地域認定こども園整備について【概要】 令和7年3月現在の状況

小田原市では、橋地域に保育施設がない状況や、同地域の公立幼稚園の園児減少を踏まえて、公立幼稚園2園を統合し、下中幼稚園の敷地に、市内では初めてとなる、公立認定こども園を整備します。開園は令和8年4月を予定していますが、現時点で、建物の設計の取りまとめ及び旧下中幼稚園園舎の解体工事が完了しており、令和7年3月初旬に、認定こども園の新築工事に着手しました。

1 施設のコンセプトと基本方針

コンセプト

子ども主体の教育・保育の実践を通じ、主体性や創造性などを育む質の高い幼児教育・保育を提供する。

橋地域の恵まれた自然と触れ合い、木のぬくもりに包まれながら、地域のひとたちや学校と連携し、地域に根差した活動を行う。

基本方針

子どもたちの主体性や創造性を伸ばし育むことができるとともに、使いやすく安心・安全な施設とすることを基本とし、子どもたちにとって温かみやぬくもりが感じられるとともに、公共建築物として脱炭素化社会の実現に資する施設整備を目指します。

(1) 安心・安全でぬくもりやゆとりが感じられる施設

- ・教育・保育に適したゆとりや安心・安全が確保できる施設
- ・地域産木材を利用し、木のぬくもりが感じられる施設
- ・職員同士の連携、協働が取りやすく働きやすい施設

(2) 教育・保育の質的向上が図れる施設

- ・支援の必要な子どもの保育がしやすい施設
- ・子どもが自ら主体的、継続的に遊びができる施設

(3) 保護者、地域、学校等との連携がしやすい施設

- ・子育て相談や支援機能を持ち、園務システムなどICTの活用により、保護者や地域との情報共有や連携が図り易い施設
- ・地域に溶け込んだ活動がしやすい施設

(4) 地球環境に配慮した持続可能な社会の実現に寄与する施設

- ・省エネ、創エネ機能を積極的に取り入れたZEB Oriented(正味エネルギー排出を30~40%以上削減した建築物)化相当以上の施設

2 施設概要

認定こども園は、下中小学校に近い下中幼稚園の敷地に、老朽化した現園舎を取壊し、木造2階建ての園舎を新築します。今回、設計・施工を行う事業者は、令和5年度に実施した公募型のプロポーザルにより選定された環境デザイン・瀬戸建設・加藤建設・鈎持技建の共同事業体です。

計画地	小田原市小船174-1
敷地面積	2148.86m ²
建築用途	認定こども園(幼保連携型)
構造	木造(小田原産木材)
階数	地上2階建て

整備諸室	面積
乳児室、ほいく室、保育室、調乳室、遊戯室、沐浴室、園児用トイレ、多目的室、教材庫 他	548m ²
調理室、食品庫、職員室、休憩室、更衣室、医務コーナー、大人用トイレ 他	145m ²
図書コーナー、付帯施設・共用部分(玄関、倉庫、廊下 等)	238m ²
一時預かり室、相談室	50m ²
合計	981m ²
園庭	1076m ²
屋外施設(駐車場・駐輪場)※保護者用の送迎駐車場は敷地外に別途整備します。	—

3 施設計画

施設定員

認定こども園は、0歳から5歳までの保育機能と3歳から5歳までの幼稚園機能がひとつの施設に備わった施設です。

施設の定員は橋地域の就学前児童人口や市外の教育・保育施設への就園状況のほか、認定こども園としての適切な集団規模を形成できるよう92人としました。

定員構成(人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育部(保育認定)	5	10	10	12	13	13	63
幼稚部(教育認定)	—	—	—	9	10	10	29
合計	5	10	10	21	23	23	92

保育部は0歳から5歳までの63人、幼稚部は3歳から5歳までの29人

設計の概要

保育室部分を平屋建てとし、各保育室から、子どもたちが園庭に直接出られる配置としています。また、保育室等を別棟扱いとし、耐火構造部分を少なくすることにより、木造の梁構造を効果的に見せるなど木材の特徴を活かした設計となっています。

園庭は建物と一体的に構成され、昇降遊具や屋外階段などで立体的な回遊性を持たせるほか、築山や広場、菜園などを設けることで、子どもたちの遊びに対する意欲を喚起するよう様々な要素を盛り込んでいます。※イメージパースは基本設計完了時点のものです。



4 事業スケジュール

令和6年度に、基本設計・実施設計及び旧下中幼稚園の解体を完了し、認定こども園の新築工事を、令和6年度末から令和7年度にかけて行います。園児募集は令和7年10月の受付開始、開園は令和8年4月を予定しています。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設 計	基本設計	実施設計	
新築工事		新築工事	
解体工事 (下中幼稚園)		解体工事	
運 営		園児募集	開園

お問い合わせ: 小田原市 子ども若者部 保育課 保育施設係 0465-33-1642

資料1-2

認定こども園の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

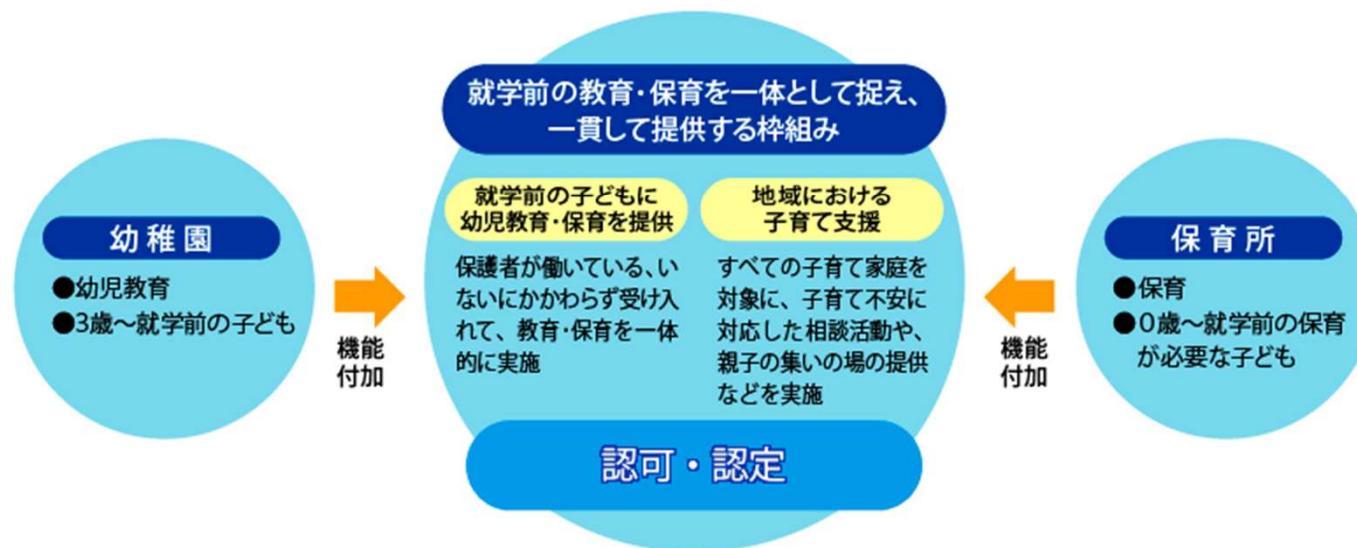
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第22条第2項

幼保連携型認定こども園に関する事務の管理・執行は地方公共団体の長の職務権限

第27条第1項

教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして規則で定めるものの実施について、教育委員会の意見聴取を義務付け



議案第 8 号

小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の解嘱及び委嘱について

小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の解嘱及び委嘱について、議決を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員名簿（案）

任 期 令和6年（2024年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日

選出区分	氏 名	備 考	新・再
学識経験者	内 山 絵美子	小田原短期大学保育学科 準教授	再任
学識経験者	遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授	再任
学識経験者	久 田 由 佳	株式会社 11inno 代表	再任
学識経験者	柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授	再任
住民組織の役員	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合 理事	再任
児童及び生徒の保護者等を代表する者	中 谷 彰 吾	小田原市PTA連絡協議会 小学校部会長	再任
市立小学校の校長	石 井 美佐子	小田原市立芦子小学校 校長	新任
市立中学校の校長	富 田 雅 浩	小田原市立城北中学校 校長	新任
公募市民	木 村 元 彦		再任
公募市民	山 本 加 世		再任

【臨時委員】

任 期 委嘱の日から委員会の調査審議事項の調査審議が終了した日まで

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	竹 内 昌 義	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授

※区分別五十音順、敬称略。

議案第 9 号

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿

(任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日)

氏名	職業等	専門	新・再
浅倉 直美 あさくら なおみ	駒沢大学准教授	中世	再任
小沢 朝江 おざわ あさえ	東海大学教授	建築史	再任
小和田 哲男 おわだ てつお	静岡大学名誉教授	中世	再任
佐藤 正知 さとう まさとも	岐阜県文化財保護審議会委員	史跡	再任
杉本 史子 すぎもと ふみこ	東京大学名誉教授	近世	再任
宮内 泰之 みやうち やすゆき	恵泉女学園大学准教授	造園	再任
宮里 学 みやざと まなぶ	山梨県文化振興・文化財課長補佐	考古学	再任
栗岡 真理子 くりおか まりこ	埼玉県立歴史と民俗の博物館館長	考古学	新任
福井 恒明 ふくい つねあき	法政大学教授	土木工学	新任
村木 二郎 むらき じろう	国立歴史民俗博物館准教授	考古学	新任
望月 保宏 もちづき やすひろ	静岡古城研究会会长	城郭	新任

議案第10号

小田原市郷土文化館条例施行規則の一部改正について

小田原市郷土文化館条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

令和7年3月26日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市郷土文化館条例施行規則（昭和50年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「小田原市郷土文化館会議室等使用許可申請書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用許可申請書」に改め、同条第2項中「小田原市郷土文化館会議室等使用許可書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用許可書」に改め、同条第3項中「本館の会議室の使用にあっては当該会議室を使用しようとする日の1月前の日から、松永記念館及び松永記念館老樺莊^{きよ}の施設の使用にあっては当該施設」を「供用施設（条例第5条第2項に規定する供用施設をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第1項中「小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可申請書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用取消許可申請書」に、「小田原市郷土文化館会議室等使用許可書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用許可書」に改め、同条第2項中「小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用取消許可書」に改める。

第11条第2項中「小田原市郷土文化館会議室等使用料減額・免除申請書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用料減額・免除申請書」に改める。

第12条第1号及び第2号中「施設」を「供用施設」に改める。

第13条中「会議室等の」を「供用施設の」に、「小田原市郷土文化館会議室等使用許可取消・中止通知書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用許可取消・中止通知書」に改める。

様式第5号中「小田原市郷土文化館会議室等使用許可申請書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用許可申請書」に改める。

様式第6号中「小田原市郷土文化館会議室等使用許可書」を「小田原市郷土文化館供
用施設使用許可書」に、「許第 号 を 番 号 に、「会議室等
年 月 日」 年 月 日」に、

の」を「の供用施設の」に改める。

様式第7号中「小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可申請書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用取消許可申請書」に、「施設」を「供用施設」に改める。

様式第8号中「小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用取消許可書」に、「施設」を「供用施設」に改める。

様式第9号中「小田原市郷土文化館会議室等使用料減額・免除申請書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用料減額・免除申請書」に改める。

様式第10号中「小田原市郷土文化館会議室等使用許可取消・中止通知書」を「小田原市郷土文化館供用施設使用許可取消・中止通知書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市郷土文化館条例の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

小田原市郷土文化館条例が一部改正され、郷土文化館の本館の会議室を廃止することとなることに伴い、供用施設の使用許可申請書等の様式等について所要の整備を行うこととする。（第9条～第13条及び様式第5号～様式第10号関係）

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市郷土文化館条例施行規則（昭和50年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）

改 正 後	改 正 前
(使用許可の申請等) 第9条 条例第8条第1項の規定による使用的許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、 <u>小田原市郷土文化館供用施設使用許可申請書</u> （様式第5号）により、教育委員会に申請しなければならない。 2 教育委員会は、使用を許可したときは、 <u>小田原市郷土文化館供用施設使用許可書</u> （様式第6号）を申請者に交付する。 3 第1項の規定による申請は、 <u>供用施設条例第5条第2項に規定する供用施設をいう。以下同じ。）</u> を使用しようとする日の6月前の日から受け付けるものとする。	(使用許可の申請等) 第9条 条例第8条第1項の規定による使用的許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、 <u>小田原市郷土文化館会議室等使用許可申請書</u> （様式第5号）により、教育委員会に申請しなければならない。 2 教育委員会は、使用を許可したときは、 <u>小田原市郷土文化館会議室等使用許可書</u> （様式第6号）を申請者に交付する。 3 第1項の規定による申請は、 <u>本館の会議室の使用にあっては当該会議室を使用しようとする日の1月前の日から、松永記念館及び松永記念館老樺荘</u> ^{きよ} <u>の施設の使用にあっては当該施設</u> を使用しようとする日の6月前の日から受け付けるものとする。
(使用の取消しの申請等) 第10条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可に係る使用的取消しを申請しようとするときは、 <u>小田原市郷土文化館供用施設使用取消許可申請書</u> （様式第7号）に当該取消しに係る <u>小田原市郷土文化館供用施設使用許可書</u> を添えて教育委員会に申請しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請を許可したときは、申請した者に <u>小田原市郷土文化館供用施設使用取消許可書</u> （様式第8号）を交付するものとする。	(使用の取消しの申請等) 第10条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可に係る使用的取消しを申請しようとするときは、 <u>小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可申請書</u> （様式第7号）に当該取消しに係る <u>小田原市郷土文化館会議室等使用許可書</u> を添えて教育委員会に申請しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請を許可したときは、申請した者に <u>小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可書</u> （様式第8号）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第11条 (略)

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、小田原市郷土文化館供用施設使用料減額・免除申請書（様式第9号）により、教育委員会に申請しなければならない。

(使用料の還付基準)

第12条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた供用施設の全部を使用できなかった場合 既納の使用料の全額
- (2) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた供用施設の一部を使用できなかった場合 教育委員会が定める額
- (3) (略)

(使用許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、条例第15条第1項の規定により使用許可を取り消し、又は供用施設の使用を中止させるときは、小田原市郷土文化館供用施設使用許可取消・中止通知書（様式第10号）を使用者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第11条 (略)

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、小田原市郷土文化館会議室等使用料減額・免除申請書（様式第9号）により、教育委員会に申請しなければならない。

(使用料の還付基準)

第12条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた施設の全部を使用できなかった場合 既納の使用料の全額
- (2) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかった場合 教育委員会が定める額
- (3) (略)

(使用許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、条例第15条第1項の規定により使用許可を取り消し、又は会議室等の使用を中止させるときは、小田原市郷土文化館会議室等使用許可取消・中止通知書（様式第10号）を使用者に交付するものとする。

様式第5号（第9条関係）

小田原市郷土文化館供用施設使用許可申請書			
年　月　日			
小田原市教育委員会様			
申請者 住 所 団体名 氏 名			
次のとおり申請します。			
使 用 の 日 時			
使 用 場 所			
使 用 の 目 的			
使 用 の 人 員			
使 用 責 任 者	住 所		電 話
	氏 名		職 業
そ の 他 必 要 事 項			

様式第5号（第9条関係）

小田原市郷土文化館会議室等使用許可申請書			
年　月　日			
小田原市教育委員会様			
申請者 住 所 団体名 氏 名			
次のとおり申請します。			
使 用 の 日 時			
使 用 場 所			
使 用 の 目 的			
使 用 の 人 員			
使 用 責 任 者	住 所		電 話
	氏 名		職 業
そ の 他 必 要 事 項			

様式第6号（第9条関係）

小田原市郷土文化館供用施設使用許可書			
番 号 年 月 日			
住 所 団体名 氏 名 様			
小田原市教育委員会 国			
年 月 日付けで申請のあった郷土文化館の供用施設の使用については、次のとおり許可します。			
使 用 の 日 時			
使 用 場 所			
使 用 の 目 的			
使 用 の 人 員			
使 用 料			
許 可 条 件			

様式第6号（第9条関係）

小田原市郷土文化館会議室等使用許可書			
許第 号 年 月 日			
住 所 団体名 氏 名 様			
小田原市教育委員会 国			
年 月 日付けで申請のあった郷土文化館会議室等の使用については、次のとおり許可します。			
使 用 の 日 時			
使 用 場 所			
使 用 の 目 的			
使 用 の 人 員			
使 用 料			
許 可 条 件			

様式第7号（第10条関係）

小田原市郷土文化館供用施設使用取消許可申請書				
年　月　日				
小田原市教育委員会 様				
申請者 住 所 団体名 氏 名				
次のとおり申請します。				
既に受けた許可の内容	許可年月日		番 号	
	使 用 日 時		許可を受けた供用施設	
	使 用 責 任 者	住 所		
		氏 名		
使 用 目 的				
取 消 し の 理 由				
使 用 料 内 訳	別紙計算書のとおり	還 付 使 用 料	円	
そ の 他 必 要 事 項				

様式第7号（第10条関係）

小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可申請書				
年　月　日				
小田原市教育委員会 様				
申請者 住 所 団体名 氏 名				
次のとおり申請します。				
既に受けた許可の内容	許可年月日		番 号	
	使 用 日 時		許可を受けた施設	
	使 用 責 任 者	住 所		
		氏 名		
使 用 目 的				
取 消 し の 理 由				
使 用 料 内 訳	別紙計算書のとおり	還 付 使 用 料	円	
そ の 他 必 要 事 項				

様式第8号（第10条関係）

小田原市郷土文化館供用施設使用取消許可書				
番 号 年　月　日				
小田原市教育委員会 様				
次のとおり許可します。				
既に許可した内容	許可年月日		番 号	
	使 用 日 時		許可を受けた供用施設	
	使 用 責 任 者	住 所		
		氏 名		
使 用 目 的				
取 消 し の 理 由				
使 用 料 内 訳	別紙計算書のとおり	還 付 使 用 料	円	
そ の 他 必 要 事 項				

様式第8号（第10条関係）

小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可書				
番 号 年　月　日				
小田原市教育委員会 様				
次のとおり許可します。				
既に許可した内容	許可年月日		番 号	
	使 用 日 時		許可を受けた施設	
	使 用 責 任 者	住 所		
		氏 名		
使 用 目 的				
取 消 し の 理 由				
使 用 料 内 訳	別紙計算書のとおり	還 付 使 用 料	円	
そ の 他 必 要 事 項				

様式第9号（第11条関係）

小田原市郷土文化館供用施設使用料減額・免除申請書	
年　月　日	
小田原市教育委員会様	
申請者 住 所 団体名 氏 名	
次のとおり申請します。	
使 用 の 日 時	
使 用 場 所	
使 用 の 目 的	
使 用 の 人 員	
規 定 使 用 料	
使 用 料 の 減 ・ 免	減額（減額の割合　　）　免除
減 額 の 理 由 免 除	

様式第9号（第11条関係）

小田原市郷土文化館会議室等使用料減額・免除申請書	
年　月　日	
小田原市教育委員会様	
申請者 住 所 団体名 氏 名	
次のとおり申請します。	
使 用 の 日 時	
使 用 場 所	
使 用 の 目 的	
使 用 の 人 員	
規 定 使 用 料	
使 用 料 の 減 ・ 免	減額（減額の割合　　）　免除
減 額 の 理 由 免 除	

様式第10号（第13条関係）

小田原市郷土文化館供用施設使用許可取消・中止通知書			
番 号 年 月 日			
様			
小田原市教育委員会 団			
次のとおり通知します。			
交付した許可書	許 可 年 月 日		
	番 号		
内 容	<input type="checkbox"/> 使用許可の取消し <input type="checkbox"/> 使用の中止		
根 拠	小田原市郷土文化館条例第15条第1項第 号		
理 由			
使 用 料	既 納 使用 料	円	
	還 付 金 額	円	
備 考			

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第10号（第13条関係）

小田原市郷土文化館会議室等使用許可取消・中止通知書			
番 号 年 月 日			
様			
小田原市教育委員会 団			
次のとおり通知します。			
交付した許可書	許 可 年 月 日		
	番 号		
内 容	<input type="checkbox"/> 使用許可の取消し <input type="checkbox"/> 使用の中止		
根 拠	小田原市郷土文化館条例第15条第1項第 号		
理 由			
使 用 料	既 納 使用 料	円	
	還 付 金 額	円	
備 考			

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

議案第 11 号

社会教育主事の任命及び解任について

社会教育主事の任命及び解任について、議決を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

社会教育主事の任命及び解任について

【解任】

氏名	所属	職名	解任年月日
塚本 豊子	生涯学習課	社会教育指導員	令和7年3月31日

【任命】

氏名	所属	職名	発令年月日
蓑宮 康之	生涯学習課	課長(4/1からの役職)	令和7年4月1日
鈴木 悟	文化財課(4/1からの所属)	副課長	令和7年4月1日

《参考》

○社会教育法（一部抜粋）

（社会教育主事の職務）

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

（社会教育主事の資格）

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

（1）大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあった期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他
の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

（2）教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

（3）大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

（4）次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの